

1

配食・送迎サービス

市指定の配食業者が行う配食サービスを利用する際に、費用を一部助成します。月曜日～土曜日（12月31日～1月3日を除く）の希望曜日の昼食または夕食どちらか1食をご本人に手渡しで提供します。

※配食業者や、食事内容（普通食・やわらか食・介護食等）を選べます。



●利用できる人

次の①・②のいずれかに該当する人

①次の（ア）・（イ）両方の事項に該当する人

（ア）世帯の全員が65歳以上で、かつ調理が困難で支援が必要である

（イ）合計所得金額が160万円未満である

②65歳以上で、介護保険の要介護4または5の認定を受けている人

●助成額

1食あたり**220円**（自己負担は、業者提供価格から助成額を差し引いた金額）

■申し込み先

介護保険サービス利用者（ケアプランがある人）は担当ケアマネジャー

上記以外の方は、地域包括支援センターへ（4ページ参照）

配食サービス実施事業者等(令和7年9月1日現在)

料金、献立などは直接事業者へお問い合わせください。自費で利用する場合と市の助成を受ける場合では定価が異なることがあります。

	事業者名	所在地	電話番号	配達地域
1	食事サービス W.Coキッチンかまくら (夕食のみ)	台5-2-3	0467-47-8341	鎌倉市内全域
		普通食、やわらか食、ミキサー食		
2	宅配フック1・2・3	常盤648-4	0467-31-5080	鎌倉市内全域
		普通食、やわらか食、カロリー塩分調整食、たんぱく塩分調整食、ムース食、健康ボリューム食、幸たんぱく食		
3	配食のふれ愛	藤沢市鵜沼海岸1-14-18	0466-52-5156	鎌倉市内全域
		普通食、カロリー調整食、たんぱく調整食、ムース食		
4	ライフデリ 藤沢・茅ヶ崎・鎌倉店	藤沢市遠藤701-5 滝ノ沢ストア202号室	0466-21-8995	鎌倉市内全域
		普通食、やわらか食、カロリー調整食、ムース食、透析食・腎臓食		

送迎サービス

福祉有償運送

■問い合わせ先 高齢者いきいき課 ☎61-3899

道路運送法に基づき登録された市町村社会福祉協議会、NPO等の非営利団体が、高齢者や障害者など、公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車両による送迎サービスです。事前に実施事業者への会員登録が必要です。運送区域は鎌倉市内になります。

●利用できる人

要支援、要介護の認定を受けているなど、単独で公共交通機関を利用することが困難な人

▼市に登録している福祉有償運送事業者（令和7年4月1日現在）

料金等が変更となっている場合等がありますので、直接事業者にご確認ください。

■福祉クラブ生活協同組合(ワークーズ・コレクティブ・らら・むーぶ・かまくら)

●住所 台5-2-3 コア 北鎌倉内 ●電話番号 ☎48-6999 ●運送日時 原則として 月曜～金曜 9時～17時

●料金 運賃＝走行 1km 150円 迎車料金＝1回あたり300円

介助料金等＝乗降介助料金1,210円 付添介助料金550円/30分ごと

※このほか、入会金及びコーディネーター料がかかります。

旅客運送事業者

令和7年（2025年）6月1日現在、関東運輸局に一般乗用旅客自動車運送事業等の登録がある鎌倉市内に事業所等の所在地がある法人等を掲載しています。

利用料金・運行施設等は直接事業者へお問い合わせください。（原則、介護保険の対象外です。）

★は患者等搬送事業認定事業者として鎌倉市消防本部の認定も受けている事業所です。

種別	名称	所在地	電話番号
介護（福祉）タクシー	サンライズ介護タクシー	大町2-2-33	090-4591-7870（FAX 24-3642）
	★（有）アメニティ・ケア	大町5-12-12	22-7120
	★らいふBOX介護タクシー	材木座5-14-23	25-1857（FAX 24-8567）
	みらいケアかいごタクシー	材木座6-16-9	080-6609-8255（FAX 25-1053）
	福祉介護タクシー鎌倉アンビ P.36	浄明寺4-4-12	080-7737-0110（FAX 23-1129）
	カノア福祉タクシー	七里ガ浜1-16-20-109	090-8104-2653
	NPOコアラ鎌倉	梶原1-1-3	46-0222（FAX 46-0220）
	★さくら福祉タクシー	山崎1870	090-1238-1881
	夢はこべケアサービス	今泉2-15-5	43-4050（FAX 42-7295）
	ドルフィンケアサービス	今泉台4-6-11	42-7360（FAX 42-7361）
	介護センターおひさま	大船1175 小坂ビル203	48-3826（FAX 48-3827）
	★くろーばーど	台1407	91-4922
	アロハ・ケアサポート	台5-10-1	080-3014-0854（FAX 43-0617）
	★介護タクシーALPHA	岡本2-1-17	80-2832（FAX 80-2833）
	鎌倉タクシー(株)	グリーンハイヤー(株)	常盤302 31-0101（FAX 31-5242）
一般タクシー事業者	鎌倉江之島ハイヤー(株)	逗子葉山タクシー(株)	
	鎌倉スマイル(株)	笛田2-1-26	40-5396（FAX 40-5370）
	大船中央交通(株)	大船4-17-35	46-5115（FAX 45-0117）
	ロイヤル交通(株) P.36	大船1184-1	0120-43-1245（FAX 43-9568）
	京急交通(株)	小袋谷1-173-3	44-2214（FAX 46-5199）
	大船自動車(株)	植木23-1	0120-46-2047（FAX 45-0828）
	(株)グリーンキャブ	関谷709-1	46-6270（FAX 42-7732）

福祉介護タクシー

国土交通省関東運輸局許可 関自旅二第506号

鎌倉アンビ

医療依存利用者特化型

救急業務35年の実績と、介護資格および大型二種免許を併せ持った救命士の対応で医療依存の高い方の搬送も

《安心・安全・揺れない!》

救急救命士の運用で安心 安全な患者搬送

お気軽にお問い合わせください

予約・見積・問い合わせ [受付] 8:00～23:00 年中無休(早朝・夜間の搬送もご相談ください)

TEL:080-7737-0110 FAX:23-1129 住所:浄明寺4-4-12[MAP] 図B-1

Email:hit@kamakura-amb.com ホームページ:https://kamakura-amb.com



大船周辺、鎌倉市内のタクシーのご用命は

ロイヤル交通株式会社

快適空間 迅速配車

予約・貸切も承ります Tel.0467-43-1245

0120-43-1245



第3章 シニア向けサービス

2

訪問理美容・福寿優待サービス

訪問理美容サービス

訪問理美容サービス助成券

■問い合わせ先 高齢者いきいき課 ☎61-3930

市が指定する理容店・美容店による訪問理美容サービスが、店舗と同じ料金で在宅で利用できる助成券を交付します。

●利用できる人 在宅で、要介護4・5の認定を受けている人

▼訪問理容サービス協力店（令和7年7月1日現在）

地区	サロン名	所在地	電話番号
鎌倉	(有)オシャレ	長谷2-17-21	23-1868
	二階堂理容館	津1040-45	31-5244
深沢	Hair Salon-TaKeDa	西鎌倉3-3-6	31-7429
	ヘアサロンWOODBLUE	笛田3-14-59	31-8247
大船	ヘアサロン吉田	大船1283	45-0510
	(有)市川理容館	岡本2-21-30	46-3485
	Hair Salon YAMADA	小袋谷2-21-9	46-4771
	Hair Salon HIDA	山ノ内1340	25-0768

▼訪問美容サービス協力店（令和7年7月1日現在）

地区	サロン名	所在地	電話番号
鎌倉	BLUE Beauty and Relax	御成町8-3	38-5155
	TICATIRO	小町2-3-1 2階	23-7100
	ビューティスポット	雪ノ下1-9-29 ホテルシャングリラ鶴岡1階	23-3966
腰越	ヘアラボル	腰越3-1-21 坂本ビル2F	39-2320

※詳しい内容については直接協力店にご確認ください

福寿優待サービス

高齢者のための福寿優待サービス事業

■問い合わせ先 高齢者いきいき課 ☎61-3930

事業に協賛しているお店や施設等において「福寿カード」「福寿手帳」を提示することで、割引等の優待の特典を受けることができる事業です。

●利用できる人 65歳以上の人

●福寿カードについて

本庁舎の高齢者いきいき課窓口、各支所でいつでも配付しています。

公的な本人確認書類をお持ちのうえ、お越しく下さい。代理でのお受け取りもできますので、事前にお問い合わせください。

これまで65歳以上の方に配布していた「福寿手帳」は、「福寿カード」と同じようにご利用いただけます。



●優待内容について

優待内容は、協賛店舗等の負担にならない範囲で、自由に設定されています。
サービス例：料金割引、おまけのサービスなど。

●優待サービスが受けられる協賛店舗等について

協賛店舗等には、ステッカーが貼ってあります。また、協賛店舗等を見やすく掲載している「かまくらまち歩きMAP」を市役所本庁舎「高齢者いきいき課」8番窓口や各支所でお渡ししています。



3 入浴・その他サービス

入浴サービス

入浴助成券

■問い合わせ先 高齢者いきいき課 ☎61-3930

市内の公衆浴場（銭湯）の利用助成券を**72枚**お渡しします。助成券は、1年を通して利用できます。お誕生月の1日から受付いたします。

- 利用できる人** 65歳以上の人
- 負担額** 1回につき**280円**
- お渡し場所**

高齢者いきいき課（本庁舎1階8番窓口）・各支所
※保険証等**本人確認ができるもの**をお持ちください。
原則として、ご本人及び同世帯の対象家族の助成券の

み交付します。その他の場合は、事前にご相談ください。

●注意事項

- 必ず本人の氏名・住所等を記入してご使用ください。
- 助成券は切離さずに浴場へお持ちください。切離すと無効です。

デイ銭湯

入浴指導・軽体操等のサービスを公衆浴場（銭湯）において提供します。

- 利用できる人** 65歳以上の人
- 負担額** 1回につき**300円**
- 利用時間**

午前9時30分～正午（1人につき月に1回の利用）

▼**実施施設一覧** ※各公衆浴場への送迎はありません。

■申し込み先

市内各公衆浴場または
鎌倉市公衆浴場業生活衛生同業組合
ひばり湯：☎46-5324

	施設名	所在地	MAP座標	実施曜日	電話番号
1	清水湯	材木座1-10-24	MAP①・D-5	火曜	22-4697
2	栗田湯	岩瀬1-5-23	MAP②・E-1	木曜	46-4669
3	ひばり湯	大船1-13-7	MAP②・C-3	金曜	46-5324
4	野田の湯	台3-11-21	MAP⑥・A-1	月・金曜	43-0126

その他シニア向けサービスなど

高齢者見守り登録制度 ■申し込み先 地域を担当する民生委員か高齢者いきいき課 ☎61-3930

市内におひとりで居住しているまたはおひとりで居住している方と同じ状況にある概ね70歳以上の方が登録できる任意の制度です。地域での見守りや災害時の連絡等に活用します。

緊急通報装置の貸出し ■申し込み先 地域を担当する民生委員か高齢者いきいき課 ☎61-3930

緊急時にボタンを押すことで、24時間対応のコールセンターにつながり、地域の協力員の駆けつけや、救急車を要請することなどができる通報装置を有料で貸し出します。室内での活動量を検知して毎日異常がないか確認する安否確認センサーを同時に貸し出すこともできます。

また、利用者に対して、定期的にコールセンターからご様子伺いの電話をし、日常の健康状態を確認します。

●利用できる人

65歳以上、40～64歳の介護保険の認定者で、日中独居等の人。なお、ひとり暮らしの人またはひとり暮らしの人と同じ状況にある方は原則、『高齢者見守り登録』が必要です。

●負担する費用

介護保険料の段階によって、月額575円～2,090円（生活保護世帯は無料）。別途、設置料が1,100円かかります。

●その他

- ご利用の場合は、徒歩5分程度に在住の協力員を2人（うち1名は担当民生委員）お探しく下さい。
- 貸出し機材（ペンダント等を含む）の紛失は、ご

利用者の負担となります。

- 警備会社・電話会社等の類似サービスをご利用中の場合は、申し込みをご遠慮ください。

徘徊高齢者SOSネットワークシステム

■**申し込み先** 地域包括支援センター（4ページ）、鎌倉市高齢者いきいき課 ☎61-3899

認知症高齢者等が所在不明となった場合に、交通機関や地域の関係機関等の協力を得て、早期発見・早期保護を図る仕組みです。依頼があった関係機関は通常の業務の範囲内で捜索に協力をします。事前に名前や連絡先、身体の特徴等を登録しておくことで速やかな発見が可能となるため、事前登録を希望される場合は下記の申し込み先まで利用申請書をご提出ください。なお、事前登録は家族からだけではなく担当のケアマネジャーからのお申し込みも可能です。

- 協力機関（鎌倉市）**：タクシー会社・バス会社・鉄道会社・一部のガソリンスタンド・電気管理技術者協会・一部の介護保険事業者 等

認知症高齢者等見守りシール利用事業 ■申し込み・問い合わせ先 高齢者いきいき課 ☎61-3930

認知症の方が行方不明になった際に、衣服などに貼られた「鎌倉市見守りシール」の二次元コードを発見者にスマートフォンで読み取ってもらうことで、迅速な保護につなげるものです。

なお、利用にあたっては徘徊高齢者SOSネットワークシステムへの登録が必須となります。

- 利用できる人** 市内に住所を有する65歳以上、または、40～64歳の介護保険の認定者（要支援・要介護）で、認知症 等により行方不明になったことがある、またはなりそうな人

- 交付する「鎌倉市見守りシール」** 耐洗ラベル（アイロンで衣服等に貼るもの）20枚
蓄光シール（杖等の持ち物に貼るもの）10枚 計30枚



- 負担する費用** 初回交付は無料

認知症高齢者等早期発見支援事業 ■申し込み・問い合わせ先 高齢者いきいき課 ☎61-3899

市では専用の端末を有料で貸し出し、対象者が行方不明になった際に、GPS機能を利用して位置情報をお調べしています。貸与する専用端末を対象の方に携帯させてください。（※週に1回充電が必要）

●利用できる人

市内に住所を有する65歳以上、または、40～64歳の介護保険の認定者（要支援・要介護）で、認知症等により行方不明になったことがある、またはなりそうな人

●負担する費用

利用者の所得に応じて金額が異なります。あらかじめご了承ください。

運転免許証自主返納者等支援事業 ■申し込み・問い合わせ先 高齢者いきいき課 ☎61-3930

高齢者ドライバーを対象に、運転免許証自主返納の促進による安全確保、自主返納または失効後の外出支援のため、市内に営業所があるバスやタクシー利用に使える割引助成券を交付します。

●申請できる人

- ① 満65歳以上で運転免許証を返納した人（満64歳の人で、満65歳になる直前の運転免許更新期間中に返納した場合も含む）
- ② 運転免許証が満65歳以上で失効した人
いずれも、返納または失効してから半年後の月末営業日までに申請が必要です。

●助成券について

500円の助成券4枚つづり（合計2,000円分）を最大2年間交付します。

●申請方法

- ① 自主返納した人は、市内の警察署で返納した際に申請書類一式を受け取れます。
- ② 失効した人は、申請書類をお送りいたしますので、高齢者いきいき課へお電話ください。

粗大ごみシールの購入について

■問い合わせ先 ごみ減量対策課 ☎61-3396

粗大ごみを出す際には、処理手数料としてごみの品目・大きさにより、**300円、600円**または**1,200円**（600円のもの2枚でも可）のシールが必要になります。※シールは収集のご予約後に購入をおすすめします。

- 取扱い店**：セブンイレブン、ローソン、ローソンスリーエフ、ファミリーマート、ミニストップ（ミニストップは一部店舗では取り扱っていません。）、郵便局、市役所売店
※コンビニエンスストアで取り扱っている粗大ごみシールは**300円**と**600円**のシールのみです。

各種支払いについて

■問い合わせ先 市税・納税課 ☎61-3911 国民健康保険料・保険年金課国民健康保険担当 ☎61-3954
後期高齢者医療保険料・保険年金課後期高齢者医療保険担当 ☎61-3961
介護保険料・介護保険課 ☎61-3949

市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、下記の場所で納付ができます。

- 市内に支店がある銀行・信用金庫・労働金庫、かながわ信用金庫、さがみ農業協同組合（みずほ銀行、みずほ信託銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行では納付できません。（eL-QRの印字がある納付書を除く。）※今後取扱いが変更となる場合があります。
- ゆうちょ銀行、郵便局（関東1都6県と山梨県に所在するもの）
- 市役所本庁舎
- 全国の主なコンビニエンスストア（30万円を超える金額の記載があるもの、バーコードが印刷されていないもの、使用期限が過ぎているもの等は納付ができない場合があります。詳細は担当課までお問い合わせください。）



【お知らせ】各種モバイル決済（キャッシュレス）も可能です。納付方法に関する詳細は、鎌倉市のホームページをご参照ください。

上・下水道料金の減免制度

■問い合わせ先 水道料金 神奈川県企業庁鎌倉水道営業所 ☎22-6200
下水道使用料 下水道経営課料金担当 ☎61-3718

次に該当する対象者（*）が在宅の世帯の方は、申請により、上・下水道の減免を受けることができます。資格確認に必要な証書・手帳をご持参のうえ、鎌倉水道営業所または市役所下水道経営課で手続きをしてください。※電子申請も受け付けています。

●減免額

- （上水道）口径25ミリメートル以下の基本料金と1か月あたりの使用水量8立方メートルまでの分にかかる従量料金との合計額及びその額にかかる消費税及び地方消費税に相当する額
- （下水道）基本料金及び基本料金にかかる消費税及び地方消費税に相当する額



●対象者（*）

児童扶養手当受給者、特別児童扶養手当受給者、遺族基礎年金受給者、重度の知的障害（A1またはA2）と判定された人、身体障害者手帳1級または2級の人、精神障害者保健福祉手帳1級の人、要介護4または要介護5の認定を受けた人、療育手帳B1またはB2・身体障害者手帳3級・精神障害者保健福祉手帳2級のうち1人で2つ以上を受けている方。 ※要介護度の変更や施設入所等により資格喪失された場合はご連絡ください。

紙おむつの支給

■問い合わせ先 介護保険課 ☎61-3950

紙おむつや尿とりパッドを2か月に一度、自宅に配達します。

●利用できる人

在宅（配達する月の1日現在）で、要介護4・5に認定された人や、要介護1から3の認定を受けていて、要介護認定における認定調査票から尿失禁等があること

が確認できる人が対象です。ただし、①世帯全員が市民税非課税であること、②介護保険料を滞納していないこと、③給付制限を受けていないことが条件です。

おむつ使用証明書に代わる「確認書」の発行

■問い合わせ先 介護保険課 ☎61-3947

●「おむつ使用の確認書」とは

おむつ代は所得税・住民税における医療費控除の対象となる場合があります。「おむつ使用の確認書」は控除の申告を行う際に、一緒に提出する書類になります。（所得税の場合は税務署へ、住民税の場合は本市の市民税課への申告になります）

●おむつの「確認書」の発行について

次のすべてに該当する方について、主治医の了承を得て発行します。

- ア 要介護状態に認定されている方
- イ 介護保険法に基づく主治医意見書により、「障害高齢者の日常生活自立度」がB1からC2かつ「失禁への対応」としてカテーテルを使用していることまたは「尿失禁の可能性」が「あり」と記載されている方

声かけふれあい収集

■問い合わせ先 環境センター ☎53-8321

クリーンステーション（ごみ集積場）まで、ご自分でごみや資源物を運び出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に週1回、市職員が戸別に声をかけて安否の確認をしながら、ごみや資源物の収集を行う制度です。

●利用できる人

高齢者・障害者のみの世帯で①から⑤のいずれかに該当

- ①介護保険の居宅サービスを日常的に利用している高齢者のみで構成されている世帯
- ②身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている障害者のみで構成されている世帯
- ③精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けており、居宅介護を日常的に利用している障害者のみで構成されている世帯
- ④①から③に規定する高齢者及び障害者のみで構成されている世帯
- ⑤①から④に規定する世帯と同等の状態にあると市長が認めた世帯

※申請の際、必ず事前にご相談ください。

高齢者生活支援サポートセンター

■問い合わせ先 高齢者生活支援サポートセンター ☎48-1130

加齢に伴い、体力の衰えや気力の減退などから、掃除、洗濯、買い物などの日常的な家事や、趣味のための外出や散歩など、今まで普通に行ってきたことができにくくなった高齢者のうち、一定の要件に当てはまる人を対象に、所定の養成講座を受講した、高齢者生活支援サポーターが定期的・継続的に支援を行っています。申し込み、詳細については、高齢者生活支援サポートセンターにお問い合わせください。

民生委員・児童委員

■問い合わせ先 生活福祉課 ☎61-3958

民生委員・児童委員は、子どもから高齢者の方まで地域の皆さんが安心して暮らせるよう、身近な福祉の相談役・関係機関へのつなぎ役です。鎌倉市では、約200名の民生委員・児童委員が市内10地区に分かれて活動しています。お近くの民生委員・児童委員がご不明な場合は、ご連絡ください。

こんな活動をしています！

「見守り対象者の訪問」

ひとり暮らしの高齢者の方を中心に、ご自宅を訪問して様子を伺ったり、買い物や散歩のついでに、気になる世帯をさりげなく見守ったり。

「地域活動」

自治町内会や地区社協と協力して福祉まつりを行ったり、地域で健康サロンや子育てサロンを開いて、みんなでおしゃべりを楽しんだり、仲間づくりのお手伝い。



民生委員・児童委員には守秘義務があります。安心してご相談ください。



ご自宅訪問



地域のお祭り

一緒に活動しませんか？

鎌倉市の民生委員・児童委員は75歳が定年で、任期は3年です。

人と話すことが好き、地域に貢献したい、困っている人の力になりたい！

そんな方は、民生委員児童委員にピッタリ！活動する中で様々な研修が受けられるので、介護保険制度に詳しくなれますし、イベントなど生活するうえで有効な情報を得る機会も。地域での顔見知りも増えますよ！

ぜひ、生活福祉課までお気軽にお問い合わせを。



退職後、地域を思い活動しています。